

扶養事情説明書C 子(稼働年齢者)の申請用

転勤(当組合内での異動)で、被扶養者の状況に変化がない場合は、本紙の提出は不要です

- ◎以下の太線内を記入又は該当項目を○で囲み、必要書類(誓約書以外はすべて写しで結構です)を添付してご提出ください。
 なお、必要書類は個人番号の記載のないもの(記載のある場合は個人番号をマスキング処理等したもの)をご用意ください。
 ◎状況により追加書類の提出を求められることがありますのでご了承ください。
 ◎届を提出する前に「自己診断チャート」で申請可能かご確認ください。「自己診断チャート」は、お勤めの会社又は三井健保のウェブサイト(www.mitsuikenpo.or.jp)から入手できます。
 ◎申請対象者1名ごとに本紙1セット(2枚)が必要です。 三井健保 適用課 TEL03-3243-1404

1-1 申請対象者

お子様の氏名		年 齢	必要書類(すべて写し)
		歳	・申請対象者の住民票 (健保到着日以前3ヵ月以内に交付されており、世帯全員と証され、 続柄、筆頭者が記載されたもの) ・学生の場合は、学生証 又は 在学証明書 (余白に卒業年月を記載のこと)
続柄(長男等)	職 業	同居/別居	
		a. 同居 b. 別居(注1)	

【注】申請対象者が施設等に入所している場合は、事前に三井健保適用課までご連絡ください。

1-2 お子様へ被保険者が負担する生活費(別居の場合のみご記入ください)

[毎月 万円、賞与時 万円]	必要書類(すべて写し)
送金方法 [a. 現金書留 b. 銀行振込]	・送金額を証明するもの (現金書留、銀行の振込記録の控え等、直近3ヵ月分) ・申請対象者と被保険者の氏異なる場合は続柄が確認できる戸籍 謄本等(健保到着日以前3ヵ月以内に交付されたもの)

2 申請理由

1. 被保険者の健康保険資格取得のため
2. 被保険者が配偶者と離婚のため
3. 被保険者の配偶者が退職のため
4. 被保険者の配偶者の就労、収入状況の変化のため
5. 申請対象者が退職のため
6. 申請対象者の失業給付受給終了のため
7. その他()

3 お子様は今まで加入していた健康保険等

1. 他の健康保険、共済組合 [a. 本人 b. 家族]
2. 国民健康保険
3. 任意継続 [a. 本人 b. 家族]
a. 本人の場合は「任意継続の資格喪失証明書」を添付
4. 無保険、その他()
◆ 自治体から障害者等の医療費助成を受けている [a. はい b. いいえ]

4 お子様の収入と職歴の状況(該当するものすべてにご記入下さい)

状 況	必要書類(誓約書以外はすべて写しで結構です)
1. 給与収入(パート等) 年収約 万円	・収入額の記載された課税(非課税)証明書※ ・直近3ヵ月分の給与明細書、年間収入見込額証明書、月収がわかる雇用契約書のいずれか
2. 年金収入(老齢・遺族・障害等) 年収約 万円	・収入額の記載された課税(非課税)証明書※ ・直近の年金振込通知書 又は 年金改定通知書
3. 傷病手当金・出産手当金 受給日額 円	・支給額を証明するもの
4. 失業給付・失業者退職手当金	・先に離職票1.2(公務員の方は辞令)と誓約書。後日、雇用保険受給資格者証(又は失業者退職手当受給証)を追加提出。
a. 受給する	・離職票1.2(公務員の方は辞令)
b. 受給延長する 理由: 1. 出産・育児 2. 傷病 3. その他()	・受給期間延長通知書 ♣すぐに用意できない場合、後日で結構です ・誓約書
c. 受給しない	・離職票1.2 又は 資格喪失確認通知書(公務員の方は辞令) ・誓約書
d. 受給終了1年以内	・雇用保険受給資格者証(又は失業者退職手当受給証)の全面
e. 雇用保険未加入	・雇用保険が未加入であることが記載された退職証明書 又は 退職日が記載され社会保険料が控除されていない源泉徴収票
5. 営業・不動産収入等 年収約 万円	・直近3年分の確定申告書 ・収支内訳書 【注】事前に三井健保までご相談ください
6. 無収入	・収入額の記載された課税(非課税)証明書※

※課税(非課税)証明書は、過去1年以内に離職又は失業給付受給終了の場合は不要です。4-4.の必要書類を添付して下さい。

